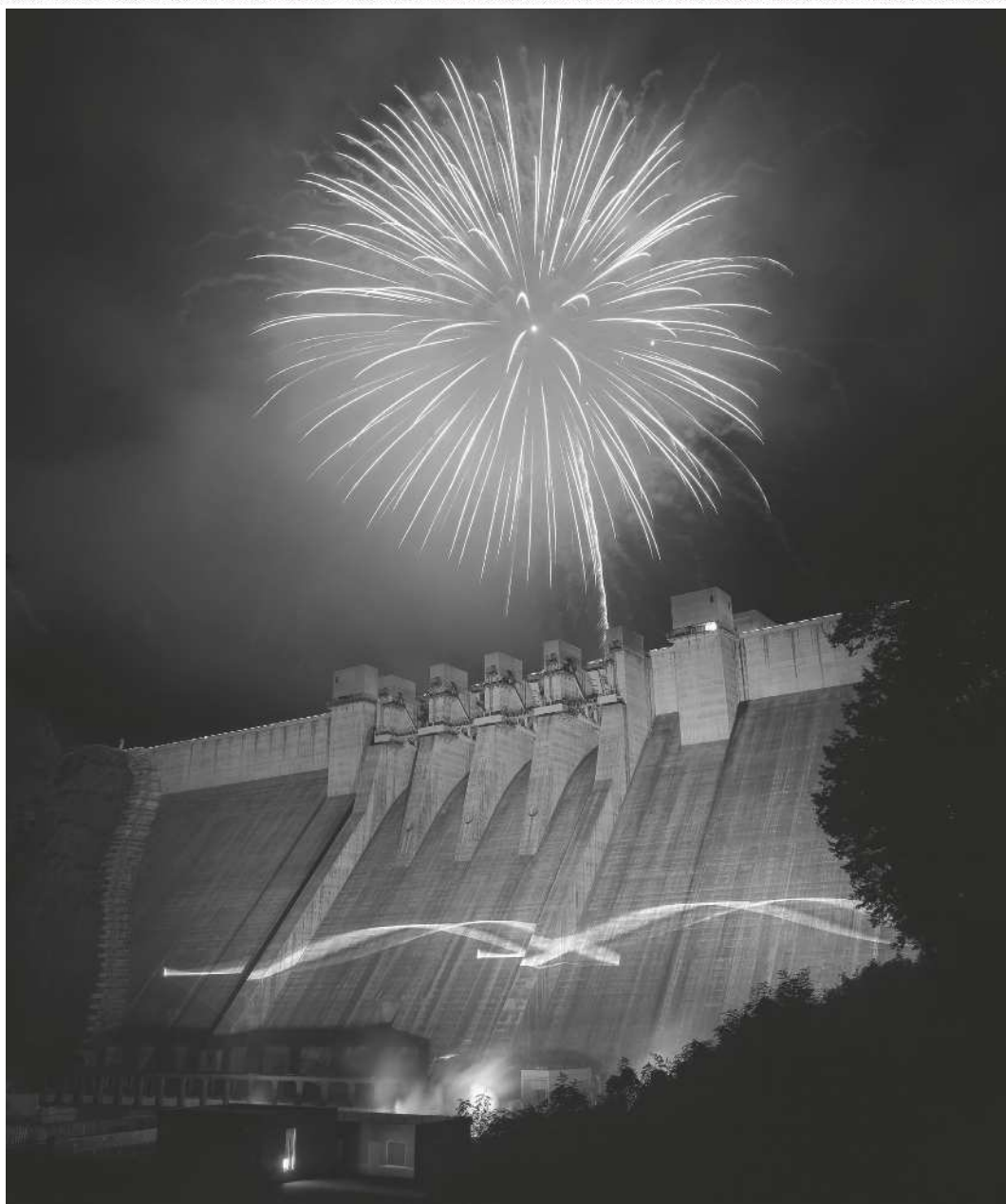


# 吾妻間税会報

発行者 吾妻間税会  
会長 町田 護  
事務局 中之条町商工会館内  
TEL 0279-75-6622  
FAX 0279-75-6630



第55回吾妻観光写真コンクール  
つなぐカンパニーながのはら会長賞「ハッ場ダムを彩る」

## 【ハッ場ダム】

洪水調整や水道・工業用水の補給、発電などの治水・利水を目的に、令和2年3月に完成したハッ場ダムは、本来の機能面のみならず、吾妻の観光にも一役かっています。長野原町主催のハッ場ナイトフェスタでは、堤体のライトアップや花火でダムが美しく彩られ、訪れた人たちの目を楽しませました。



## 新年のごあいさつ

吾妻間税会長 町田 護

令和6年の年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、会の運営に対しまして深いご支援とご協力をいただき衷心よりお礼申し上げます。また、国税当局の皆様には、ご理解とご支援を賜り、ありがとうございました。

新型コロナウイルスは感染法上の分類が、令和5年5月より5類に移行され、これにより社会活動・経済活動も活発になってまいりました。

間税会の活動の中心である消費税につきましては、令和元年10月から飲食料品と新聞を対象にした軽減税率制度の導入、令和5年10月から消費税のインボイス制度が導入されるなど消費税制度は新たな時代を迎えることとなりました。間税会としましては引き続き、簡素で合理的な税制になるよう調査研究し、税制当局に要望してまいります。

このような状況変化を踏まえ間税会では間接税に関する周知・啓発活動について取組みを行うとともに間税会の活動の中心である税の標語の募集活動と優秀作品の顕彰・租税教室の副教材としての「世界の消費税」図柄刷り込みクリアファイル及びパンフレットの配賦・消費税完納運動・e-Taxとダイレクト納付の広報及び利用の促進を図ってまいります。

また、会員相互の連携と強調を図るための交流会等も開催し、企業間の情報交換を支援してまいります。会員様にご協力いただいております「アンケート調査」につきましても税制当局へ提言してまいります。

終わりに、会員の皆様、国税当局の皆様のご健勝と・会員企業の益々のご繁栄をお祈りいたしまして、新年の挨拶といたします。



## 新年のごあいさつ

中之条税務署長 田中 誠二

新年明けましておめでとうございます。

吾妻間税会の会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

町田会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素より間税会活動を通じまして税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては「消費税の適正な申告納税体制の確立を通じて、適正公平な税務と租税負担の合理化に寄与する」という基本方針の下、会員企業の健全な発展に取り組み、e-Taxの利用拡大など、幅広い事業活動を展開されております。なお、貴会の行われた「税の標語」優秀作品につきましては、税務署内並びに2月中はJR中之条駅待合室に掲示させていただきます。予定しております。

さて、令和5年10月から消費税の仕入れ税額控除の方式として「インボイス制度」が始まりました。貴会の皆様には、制度説明会・研修会の開催など、長きにわたり周知広報活動にご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。税務署では、インボイス制度の円滑な定着に向け、制度開始以降も説明会・相談会を開催するなど、今後も周知広報等に取り組んでまいります。

また、この1月には、電子帳簿保存法が改正されました。税務手続きに関しましてもデジタル化の対応が必要となっております。税務署といたしましても、納税者の利便性の向上を図るため、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けe-Tax・スマホ申告及びキャッシュレス納付などの更なる推進、周知広報等に取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、吾妻間税会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

会議・実施事業について

I. 会議

○第34回通常総会

開催日	会場	参加数
5/22	中之条ツインプラザ大会議室	32名(委任状86通)

○理事会

開催日	会場	参加数
4/20	中之条町商工会館第一会議室	29名
9/1	浅間酒造観光センター大会議室	39名
12/6	中之条町商工会館第一会議室	34名

<令和5年度吾妻間税会推進項目>

1. 税の標語の募集活動
2. 租税教室の副教材として、「世界の消費税」図柄刷り込みクリアファイルの配付
3. 会員相互の連帯と協調を図るための交流会の開催
4. e-Tax とダイレクト納付の広報及び利用の促進(電子申請の促進)マイナンバー制度の周知活動
5. 早期適正申告・消費税期限内納付の実践と広報活動
6. 組織の強化と財政の健全化

II. 実施事業

1. 税の標語募集

中之条小学校6年生児童を対象に実施し、70件の申し込みがあった。

2. 税の啓発活動(世界の消費税図柄刷り込みファイルの配付)

中之条小・原町小・坂上小・長野原中央小・草津小の5校の小学校6年生を対象に配付し、世界の消費税の状況を知っていただけるよう努めた。

3. アンケート調査の実施

全間連実施の消費税等に関するアンケート調査に対応して、当会では役員企業を中心に31社に依頼、回答書を全間連に提出した。

4. 税の要望書提出

間税会では、令和6年度も消費税を中心とした間接税納税者の会としての基盤強化と、税の啓発活動に取り組んでいくこととした。

また、関係当局に対して、「税制及び執行に関する意見、要望の提言」を行うこととした。

5. 税の標語優秀作品

令和5年11月14日中之条小学校において「税の標語」優秀者5名に対し表彰を行った。令和5年度の受賞作品は下記の通り。

<令和5年度「税の標語」優秀作品>

賞名	受賞者名	学校名	作品
吾妻間税会長賞	田村 大悟さん	中之条小学校6年生	消費税 ぼくも立派な 納税者
中之条税務署長賞	山田 彩愛さん	中之条小学校6年生	税金で 国の未来を 支えよう
優 秀 賞	齊藤ここねさん	中之条小学校6年生	変えようよ 子供の未来 税金で
優 秀 賞	宮本 龍平さん	中之条小学校6年生	税金で 暮らしを守り 良い社会
優 秀 賞	吉田 恵菜さん	中之条小学校6年生	身の周り 近くにあるよ みんなの税

新入会員のご紹介(R5.1~R5.12)(敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種
長野原	(株)田村石油	田村 守	大津 404-2	ガソリンスタンド




【令和6年1月以降用】  
電子帳簿保存法 はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存（電子帳簿等保存）  
令和5年7月

税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせず  
にデータのままで保存することができます。  
どのような帳簿・書類がデータで保存できるの？


- ・ 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
  - ・ 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
  - ・ パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え
  - ※ 取引先から紙で受け取った書類やデータをプリンタアウトした後に加筆した書類（決算関係書類を除きます。）など
  - ※ 別途「Z生セテ保存」制度を利用してデータで保存することができます。
- 会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件は？
- ・ 訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのままで保存することができます。
  - ・ システムの説明書やマニュアル等を備え付けていること
  - ・ 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること
  - ※ データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿に限ります。

さらに・・・  
一定の帳簿を訂正削除履歴が残るなどの「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存していれば、**過少申告加算税の軽減措置の適用を受けることができます。**  
※ あらかじめ届出書を提出している必要があります。

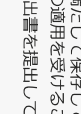
「こちらから特設サイトにアクセスできます」



「こちらから特設サイトにアクセスできます」



「こちらから特設サイトにアクセスできます」



パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルール

要件概要	帳簿	書類
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその他の帳簿に関する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	—
システム関係書類等（システム仕様書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、マニュアル、プリンタ及びこれらの操作でマニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整理とした形式及び明確な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○
① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—
② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	—
③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	—

- ※1 検索条件①～③について、ダウンロードの条件に応じることができるようにしている場合には、②③の条件が不要。  
※2 「優良」帳簿の要件を全て満たしているときは不要。  
※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能と指定して条件を設定することができる機能とを確保している場合には、ダウンロードの条件に応じることができるとしておくことと要件が不要。
- 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置**  
一定の帳簿を優良な電子帳簿（上記ルールのうち「優良」欄の要件をすべて満たしている帳簿）として保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置を受けることができます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

「優良な電子帳簿」について詳しく知りたい方はこちら



届出書の様式はこちら




【令和6年1月以降用】  
電子帳簿保存法 電子取引データの保存方法をご確認ください  
令和5年7月


申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。  
どのようなデータの保存が必要なの？

- ・ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
  - ・ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならぬ訳ではありません。
  - ・ 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。
- どのように保存する必要があるの？
- もっとくわしく知りたいときは？**
- 電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

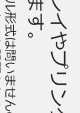
「改ざん防止のための措置」や「検索のための簡易な方法」については、次ページをご確認ください。



「改ざん防止のための措置」や「検索のための簡易な方法」については、次ページをご確認ください。



「改ざん防止のための措置」や「検索のための簡易な方法」については、次ページをご確認ください。



改ざん防止のための措置とは？

- ・ 「改ざん防止のための事務処理規程を定めておく」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。
  - ・ 改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。
  - ※ 上記のほか、「タキシステム」や「訂正・削除の履歴が残るシステム」等の授受・保存」といった方法もあります。
- 検索要件を満たすための簡易な方法とは？**

① 表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。  
索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

② 規則的なファイル名を付す方法  
データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。


※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)ABC	得意先
2	20240410	330000	(株)DEF	注文書
3	20240528	330000	(株)GHI	領収書
4	20241231	220000	(株)JKL	見積書
5	20241231	330000	(株)MNO	契約書

②のイメージ

- 20240331\_110000\_(株)ABC.pdf
- 20240410\_330000\_(株)DEF.msx
- 20240528\_330000\_(株)GHI.pdf
- 20241231\_220000\_(株)JKL.pdf

改ざん防止のための事務処理規程や索引簿のサンプルは、こちらから確認できます



改ざん防止のための事務処理規程や索引簿のサンプルは、こちらから確認できます

